

令和5年度第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月5日（月）13時30分～15時10分
2. 開催場所 東金市役所3階 第1委員会室
3. 議案 議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について 1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第3号 農用地利用集積計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件
5. 出席委員 14名（欠員1名）
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番齊藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 4番農宮弘子
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和5年度第11回農業委員会定例総会
を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、1番野口委員と2番細谷委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を
詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は
ご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い

します。本日の議案は、3議案です。議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認については、1件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第3号、農用地利用集積計画についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年1月30日午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斉藤委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきましては、次の議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号4と関連しておりますので、併せて審議をお願いします。

申請番号1につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号1について説明いたします。本件は、計画変更による農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は家徳字横宿、畑、297平方メートルの農地です。平成3年7月20日に許可がありましたが、家庭等の事情で事業が遂行できないためとのことです。転用の目的は専用住宅1棟の建築です。汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、南西側側溝へ雨水も同様に許可を受けて放流します。申請に必要な書類も全て整っており、問題ないと判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、転用事業の承継を伴う計画変更の承認申請です。場所は、特別養護老人ホームゆりの木苑の南東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。譲渡人は、本件申請地を専用住宅1棟用地として転用すべく、平成3年に5条許可を受けましたが、その後、家庭事情の変化による計画断念により、建築工事に着手することなく今日に至り、今般、譲受人に承継することとなったものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。以上です。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の承認について、また、議案第2号の申請番号4について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、14番片岡委員は退室をお願いいたします。一時休憩します。

(片岡委員退室)

議長 再開します。
申請番号1につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、道庭地区農業振興地域農用地区域外で、所在は道庭字大道上、登記地目は田、現況畑、243平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。造成計画はありません。周辺農地への被害防除対策は、周囲にブロック土留等を設置し、土砂の流失を防止する計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は上武射田字聖和、畑2筆、980平方メートルの農地です。転用の目的は、太陽光発電施設の建築です。隣接耕作者にも説明、同意を得ております。また安全のため周囲をフェンスで囲む計画です。排水は雨水だけですので、全て自然浸透です。申請に必要な書類も全て整っており、問題ないと判断します。以上です。

議長 次に、申請番号3につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号3について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は薄島字南原の畑、1,408平方メートルの農地です。転用の目的は、倉庫・事務所棟及び工場棟です。造成計画は、土砂搬入はなしで、切土から発生する土砂で実施、汚水と雑排水は合併浄化槽で処理を行い、既設水路へ放流し、雨水は有孔管と浸透枡により浸透させ、オーバーフロー分を既設水路へ放流します。周辺農地への被害防除対策として、周囲にブロックを積んで土砂の流

出を防止します。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次の申請番号4につきましては、先ほど審議済みでありますので省略いたします。はい。細谷委員さん。

2 番 はい。変更の計画はありましたけど、今回の新しい申請分を発表しておりませんので、すみません。

議 長 それでは申請番号4につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2 番 番号4について説明いたします。本件は、先ほど説明した計画変更による農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は家徳字横宿、畑、297平方メートルの農地です。平成3年7月20日に許可がありましたが、家庭等の事情で事業が遂行できないためとのことです。転用の目的は専用住宅1棟の建築です。汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、南西側側溝へ雨水も同様に許可を受けて放流いたします。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

1 1 番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は田間字末無の畑、202平方メートルの農地ですが、農振地域外となっています。転用の目的は、建売分譲1棟を建設予定しております。まわりはすでに宅地化が進んでおり、隣接地の方へも説明し、土砂流出防止に境界にブロック積を実施します。上水道は公営水道、汚水排水については合併浄化槽、雨水については新設予定の側溝へ排水します。1月30日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。事業計画書、資金計画書、残高証明書等、申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。

場所は、公平幼稚園の南西、約100メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、金融機関からの融資証明書及び残高証明書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県警察学校の北東、約700メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、正気小学校の東、約900メートルに位置しています。転用の目的は、倉庫、事務所棟、工場棟用地です。譲受人は業務用アルコール製剤、主に除菌アルコール、調理器具用洗剤等の製造販売事業を営んでおり、今般、事業の拡大により転用許可申請したものです。

立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、事業目的達成のために農地転用が必要と認められ、かつ、当該開発面積に占める第1種農地の割合が3分の1以下であることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号5は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の北西、約400メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲1棟用地です。

ここで資料の訂正ですが、概要書の6ページですが、第1種農地と記載してしまったのですが、第2種農地に訂正いたします。申し訳ございませんでした。

説明を続けます。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(片岡委員入室)

議 長 再開します。次に、議案第3号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、14番片岡委員は退室をお願いいたします。
一時休憩します。

(片岡委員退室)

議 長 再開します。
農政課より説明願います。

農政課 議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和6年第2次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和6年第2次農用地利用集積計画」についてお諮りします。本件は、利用権の設定が23件、面積合計が60,552平方メートル、所有権の移転が4件、面積合計が4,437平方メートルです。利用権設定の内訳としましては、5年が15,862平方メートル、10年が44,690平方メートルとなっています。1ページが基盤法による5年の利用権設定の管理台帳、2ページから6ページが提出のありました各筆明細書になります。5-1番は公平の認定農業者への新規貸し付け、5-2番は公平の認定農業者への貸し付けの更新、5-3番は東金の認定農業者への貸し付けの更新、5-4番は源の農業者への貸し付けの更新、5-5番は丘山の農業者への貸し付けの更新です。7ページから8ページが基盤法による10年の利用権設定の管理台帳、9ページから23ページが提出のありました各筆明細書になります。10-1番は豊成の認定農業者への新規貸し付け、10-2番、3番は公平の農業者への新規貸し付け、こちらは前耕作者が怪我により耕作規模を縮小するとして新たに利用権を設定するものです。10-4番は大和の認定農業者への新規貸し付け、こちらは前耕作者が高齢により耕作できなくなったとして新たに利用権を設定するものです。10-5番は正気の認定農業者への貸し付けの更新、10-6番は公平の認定農業者への貸し付けの更新、10-7番から10番は豊成の認定農業者への貸し付けの更新、10-11番から14番は公平の認定農業者への貸し付けの更新、10-15番は10-2番、3番と同じ農業者への貸し付けですが、提出された各筆明細書、23ページですが、こちらに地籍調査の結果が反映されていなかったため、当人へ連絡のうえ職権で内容を修正しています。24ページが中間管理機構を介した10年の利用権設定の管理台帳、25ページから28ページが提出のありました各筆明細書になります。10-16番、17番は福岡

の認定農業者への新規貸し付け、10-18番は東金の農業者への新規貸し付けとなります。29ページが所有権移転の管理台帳、30ページから33ページが提出のありました各筆明細書となります。1番、2番の買受者は東金の認定農業者で、経営規模拡大のため自己の所有する農地の近くの農地を買い受けるということです。隣接地に利用権を設定して一体として利用しており、営農計画は水稻です。なお、2番の土地の一部に休耕田が含まれますが、所有権移転後1年以内に営農を開始する予定です。3番の買受者は東金の認定農業者で、経営規模拡大のため自己の所有する農地の近くの農地を買い受けるということです。営農計画は水稻です。4番の買受者は豊成の認定農業者で、経営規模拡大のため自己の所有する農地の近くの農地を買い受けるということです。営農計画は水稻及び露地野菜です。34ページから43ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われまます。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。
はい。細谷委員。

2番 はい。利用権設定を受ける者の農業経営状況が添付されていますが、43ページの法人と他で内容が異なります。この法人のみ直近の営農状況が記載されている理由はありますか。

農政課 43ページは法人、それ以外は個人のもので、それぞれ様式が別になっております。

2番 様式を統一した方が良いのではないのでしょうか。様式について、5ヘクタール以上など見直しをした方が良いのではないか。

農政課 様式の根拠法令につきまして、すぐにお答えできませんので、確認し、後日回答させていただきます。

議 長 はい。他にご意見等ございますでしょうか。

(発言する委員無し)

議 長 ご意見等が無い様ですので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(片岡委員入室)

議 長 再開します。
次に、報告第1号から第2号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の7ページから10ページをお願いいたします。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。
12月26日から1月25日までに受付した案件は6件です。相続により所有権
を取得したもので、斡旋等の希望はありません。
議案書の11ページをお願いいたします。
報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。
6件の照会があり、現地調査を1月10日と1月24日に実施いたしました。調
査の結果、農地への復元が困難な状況であると判断し、全て「非農地」で回答した
ものでございます。
報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これ
をもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和6年2月5日